

放射線量の測定及び放射性物質の除染基準の見直しに関する意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所の事故によって多量かつ広範囲に放出された放射性物質が風雨などの影響から集積した、いわゆるホットスポットについて、健康や生活に及ぼす影響を速やかに低減することが課題となっている。

国は、「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」により、ホットスポットへの対応方針を定めた。しかし、この中で示された、地方公共団体が文部科学省への連絡及び除染の要請を行う際の、地表から１メートルの高さの空間線量率が周辺より毎時１マイクロシーベルト以上の高い数値が測定された箇所、という基準には、何ら科学的な根拠がない。現に、子どもたちが頻繁に使用する公園や多くの人が日常的に行き交う歩道の植え込み等の場所で、土壌から１キログラム当たり数万ベクレルという高濃度の放射エネルギーが検出されたにもかかわらず、地上１メートルでは毎時１マイクロシーベルト未満の所が都内各地に存在している。

また、学校、保育所その他子どもが多く集まる場所における測定に当たっては、「学校等における放射線測定の手引き（文部科学省・日本原子力研究開発機構）」も参考にすべきとしながら、この手引で示された基準が事実上無視されている。例えば、手引が、児童生徒等が日常的に活動する可能性の高い所では、除染の必要性の判断に当たり、５０センチメートルの高さで毎時１マイクロシーベルト以上の場所が目安になり、子どもが長時間至近距離で接する可能性のある場所については、当該場所における子どもの体の中心を考慮した位置での測定値も参考になるとしているにもかかわらず、これらが反映されていない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、ホットスポットにおける放射線量の測定及び放射性物質の除染基準を、汚染の実態に適合した合理的なものに見直すよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月 日

東京都議会議長 中 村 明 彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣

宛て